	前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）附則第二十条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬月額（厚年法第四十三条第一項の規定により読み替えられた厚年法第四十三条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この項において同じ。）の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法第百四十三条第一項の規定により読み替えられた厚年法第四十三条第一項に規定する標準報酬月額（厚年法第四十三条第一項の規定により読み替えられた厚年法第四十三条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この項において同じ。）の六分の一に相当する額を超えるときは、標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額（以下この項において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額）を加算した額	同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額（厚年法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額をいう。）の千円未満の端数を切り捨てた額（以下この項において「標準賞与額」という。）に千分の五・七を乗じて得た額を加算した額

		前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額（厚年法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額をいう。）の千円未満の端数を切り捨てた額（以下この項において「標準賞与額」という。）に千分の五・七を乗じて得た額を加算した額
前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額（厚年法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額をいう。）の千円未満の端数を切り捨てた額を当該標準賞与額とする。ただし、その額が当該標準賞与額の属する月の厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額の属する月における同一の事業所において厚年法第八十一条第二項に規定する被保険者について厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額を合算した額が五百七十三万円を超えるときは、当該合算した額から五百七十三万円を控除した額とする。	前項の規定により読み替えられた同項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額（厚年法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額をいう。）の千円未満の端数を切り捨てた額（以下この項において「標準賞与額」という。）に千分の五・七を乗じて得た額を加算した額	同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額（厚年法第八十一条第二項の規定により読み替えられた厚年法第八十一条第二項に規定する標準賞与額をいう。）の千円未満の端数を切り捨てた額（以下この項において「標準賞与額」という。）に千分の五・七を乗じて得た額を加算した額